

鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、知事が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定により小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は自立を図るために共同生活を営むための住居（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）に委託し、若しくは入所させている児童（法第31条第2項の規定により延長措置を受けている児童（者）で高校に在籍している者等（措置停止中の児童（者）を除く。）を含む。）又は、鳥取県就学者自立生活援助事業若しくは施設入所者等に対する措置解除後継続居住支援事業の利用者（以下「児童等」という。）の社会的自立の促進に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業実施要綱（平成13年7月31日付子育第312号鳥取県福祉保健部長通知。以下「実施要綱」という。）に掲げる事業を行う児童養護施設等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、本事業の対象となる児童等（以下「対象児童等」という。）ごとに、別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。対象児童等が複数いる場合は、その人数によりあん分した額とする。）の額を控除した額（ただし千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）と同表の第3欄に掲げる補助限度額とを比較していずれか少ない額。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別表の第4欄に掲げる日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、同表の第5欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金額の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、別表の第6欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月31日から施行し、平成13年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月29日から施行し、平成14年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月12日から施行し、平成17年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月7日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月18日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条～第4条、第6条～第7条関係）

1 補助事業	2 補助対象 経費	3 補助限度額	4 申請期限	5 申請書に添付 する書類	6 実績報告に添付する書類
普通自動車運転免許取得費助成事業	第一種普通自動車運転免許の取得に際し、対象児童が自動車学校に入学する時に必要な費用（ただし宿泊費、食費は除く）	対象児童 1人当たり 300,000円	自動車学校入校の30日前。 ただし、当該年度最終の交付申請は2月末日とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学している学校の自動車学校に入学を認める許可証 2 実施要綱の第3の1（2）に該当することを証明する児童相談所の意見書（別紙1） 3 入学予定の自動車学校が発行する見積書の写し等支出予定額が確認できる書類。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車学校の入学証明書等入学が証明できる書類 2 自動車学校の教習費用等の領収書等払込事実が証明できるもの（領収書でも可） 3 対象児童への本補助金支給を証明できるものの写し 4 卒業証明書又は第一種普通免許証の写し（自動車学校の教習課程上、年度末までに卒業できない者については、在学を証明する書類）

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業計画（報告）書

1 普通自動車運転免許取得費助成事業

対象児童名	自動車学校入学予定（卒業、退学等）年月日	事業の内容	事業費（円）
計（名）			

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

添付資料	対象児童に係る意見書（申請時）	別紙1のとおり
	補助金所要額調書（申請時）	様式第2号のとおり
	補助金収支精算書（実績報告時）	様式第3号のとおり

別紙1

児童養護施設等入所児童自立支援事業の対象児童に係る意見書

1 対象児童の 状況	対象児童の氏名	(年 月 日 歳)
	措置（委託）年月日	
	申請時点の学校・学年	
	就職内定状況	※内定している場合は、就職先の名称を記載すること。
	年金受給状況	
	保護者の状況	<p>実施要綱第3の1の(2)〔ア イ(ア) イ(イ)〕に該当する（該当するものに○）</p> <p>※1 イ(ア)に該当する場合、経済的援助が見込まれない具体的理由（保護者の所得状況、援助できない特別な事情等）を詳細に記入すること。</p> <p>※2 イ(イ)に該当する場合、保護者が経済的援助を拒否する理由及び現在までの経過を詳細に記入し、必要に応じて児童記録票の写しその他の資料を添付すること。</p>
2 その他特記事項		

上記のとおり、本児童が鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業実施要綱第3の1(2)に該当し、本事業の対象児童として適当と認める。

年 月 日

児童相談所長 印

(注) 対象入所児童ごとに作成すること。

様式第2号

鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金所要額調書

(単位：円)

区 分	補助対象経 費の支出予 定額 A	寄付金その 他の収入見 込額 B	差 引 額 (A-B) C	補助限度額 D	算定基準額 (CとDのいずれか 低い方の額) E	県補助金所 要額 F
普通自動車運 転免許取得費 助成事業						
計						

年 月 日

様

職氏名



〇〇年度鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業」とし、その内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金交付要綱（平成13年7月31日付子育第312号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

住 所
氏 名 印
(団体にあつては、団体名称及び代表者氏名)

〇〇年度児童養護施設等入所児童自立支援事業仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度児童養護施設等入所
児童自立支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記
のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定による確定
額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額)

金 円

4 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し